

高齢で一人暮らしの母が、高額な外壁塗装工事の契約をしたが、数年前にも外壁工事をしている。今回の工事が必要だったとは思えず、今後もこのようなことがないか心配だ。

(50歳代女性)

県統計企画課によると、2020年10月1日現在の本県の総人口は約106万人で、65歳以上の高齢者の割合は約34%となっています。

高齢者の消費者被害は、①被害に遭っていることに気づきにくい②「お金」「健康」「孤独」の3つの不安(3K)によって悪質事業者につけ込まれやすい③被害金額が高額である、といった特徴がみられます。優しい言葉をかけてくる営業マンを信じ、契約を繰り返して被害が深刻化することがあります。

さらに、被害に遭ったと思っても、家族に迷惑をかけたくないと誰にも相談しなかったり、一人暮らしで相談相手がおらず、周囲が気づくのが遅れたりすることもあります。

こうした被害を防ぐためには、近所の方やヘルパーさん、民生委員など周囲にいる方からの声掛けや見守りが重要です。地域に友人や知り合いを増やし、ネットワークを広げることも安全・安心に過ごすことにつながります。もし契約について不安を感じた時は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

また、判断能力の低下が主な要因となっている場合には、成年後見制度を利用するのも一つの方法です。これは判断能力が不十分な高齢者などに代わって、財産管理や身上保護を成年後見人などが行う制度です。まずは、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

このほか、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業もあります。判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な生活管理、通帳や証書といった大切な書類の預かりなどの代行を、低料金で利用できるサービスです。詳細については、最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。